

令和6年度
全国労働衛生週間説明会
〔資料〕

第75回 全国労働衛生週間

スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場



佐 賀 労 働 局

佐賀労働基準監督署
唐津労働基準監督署
武雄労働基準監督署
伊万里労働基準監督署

資料目次

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱の概要	1
健康診断等	
定期健康診断の有所見者率等(人数)の推移	3
定期健康診断等のご案内	5
定期健康診断/特定業務従事者の健康診断	6
健康診断結果/ストレスチェック報告/じん肺健康管理実施状況報告	7
定期健康診断の実施後の措置等	8
二次健診等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう	9
治療と仕事の両立支援	10
働き方改革関係(労働安全衛生法)	11
精神障害及び脳・心臓疾患事案に係る労災補償等状況(全国)	12
働く人の心の健康づくりを進めましょう	13
化学物質による労働災害	15
労働安全衛生法上の新たな化学物質規制	16
SDSを取り寄せ、化学物質のリスクアセスメントを実施しましょう	18
化学物質対策サイトのご案内	19
有機溶剤・特定化学物質・粉じんに係る掲示	20
マスクのフィットテストについて	21
佐賀労働局第10次粉じん対策等について	22
石綿障害防止対策等について	26
騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました	29
行動災害防止・エイジフレンドリーガイドライン等について	31
労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されます	33
佐賀県内の作業環境測定機関	34

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

スローガン

『推してます みんな笑顔の 健康職場』

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

3 期間

- (1) 本週間：10月1日～10月7日
- (2) 準備期間：9月1日～9月30日

4 事業場の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）中に実施する事項

- ア 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～9月30日）中に実施する事項

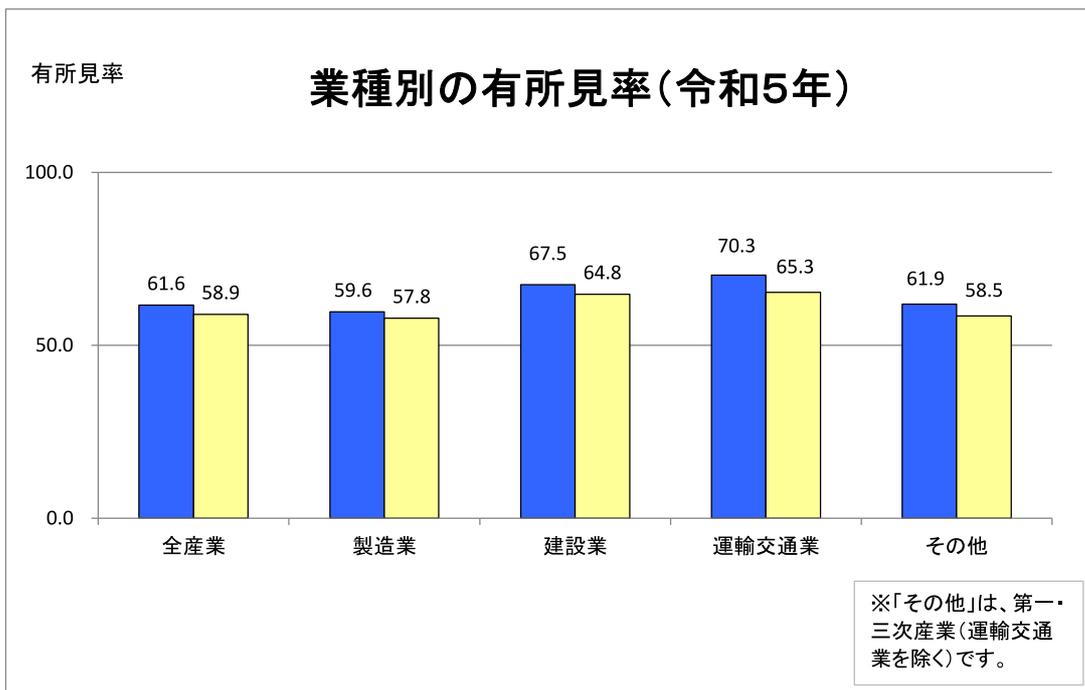
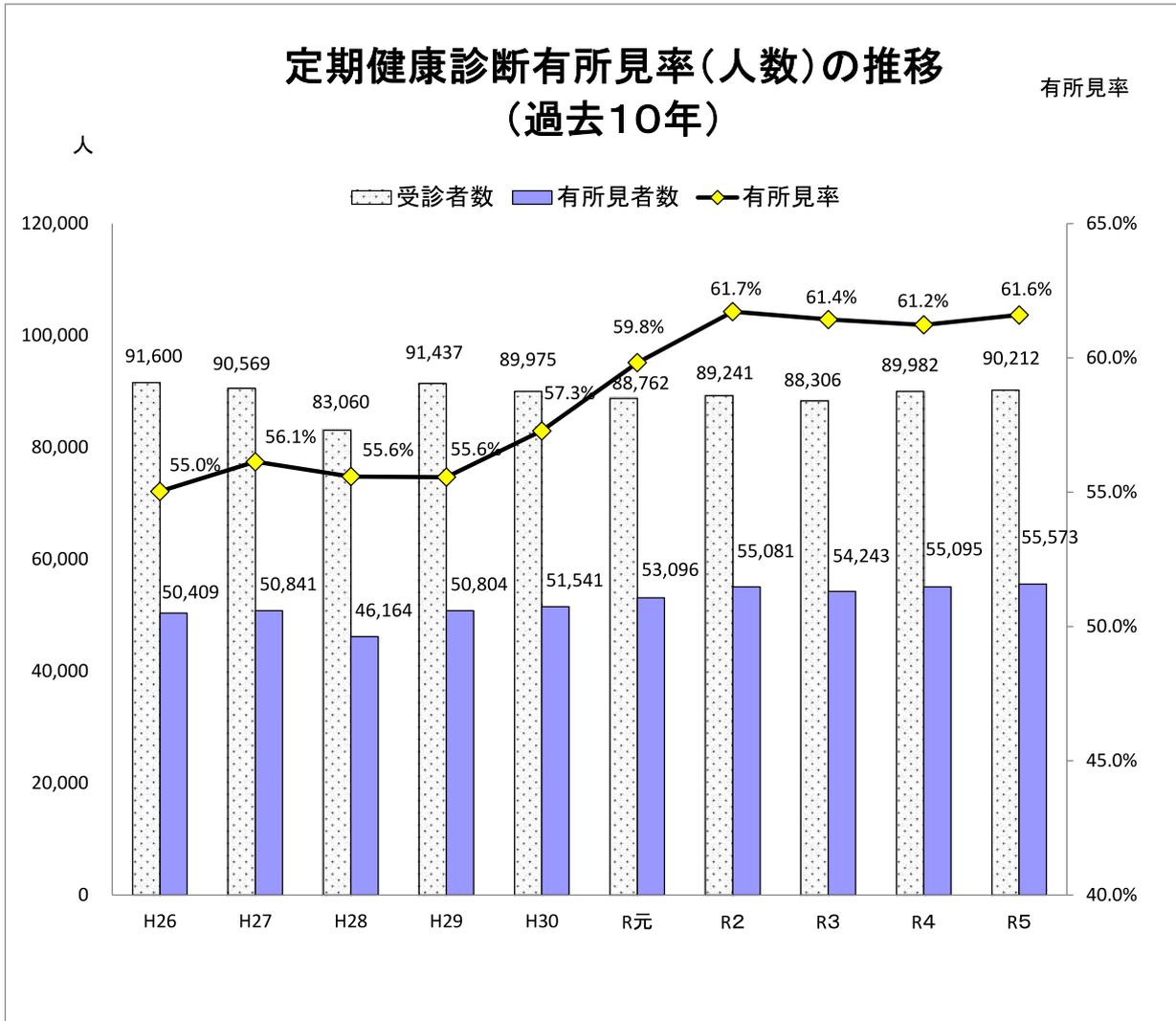
重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

・重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- イ 指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 転倒・腰痛災害の予防対策
- エ 化学物質による健康障害防止対策
- オ 石綿による健康障害防止対策
- カ ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策
- キ ガイドラインに基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- ク 熱中症予防対策の推進
- ケ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保等の推進
- コ 小規模事業場における産業保健活動の充実
- サ 女性の健康課題の理解促進

定期健康診断有所見率等(人数)の推移

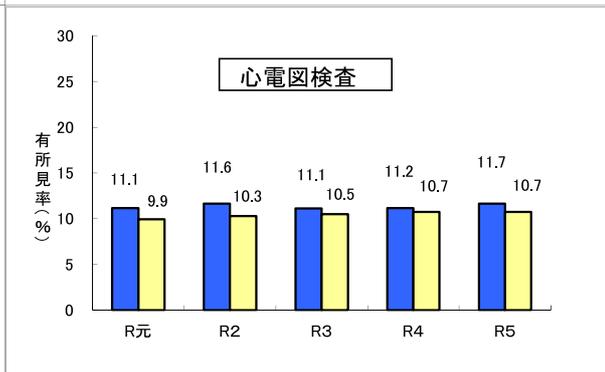
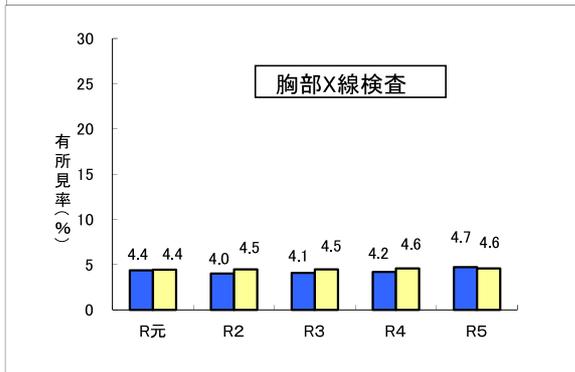
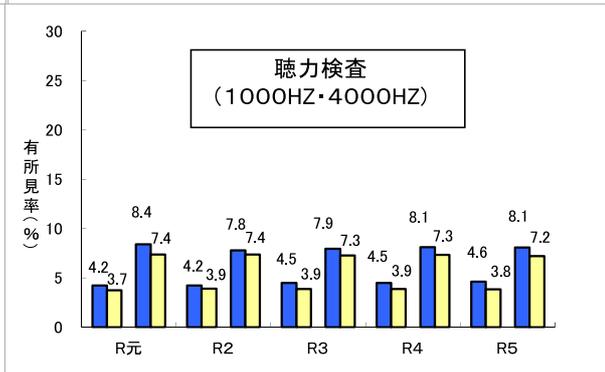
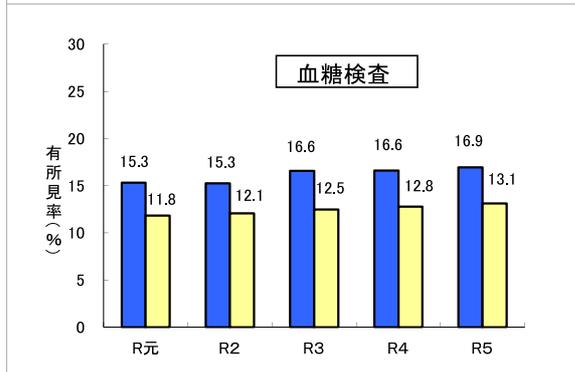
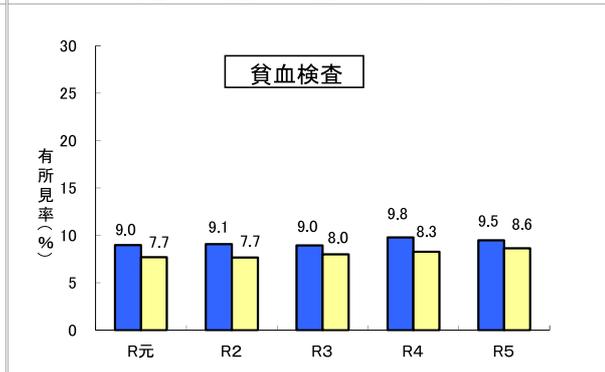
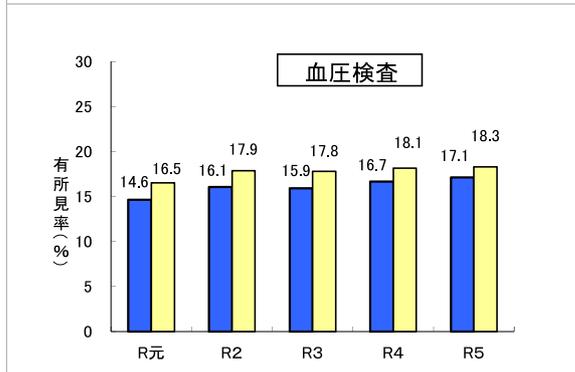
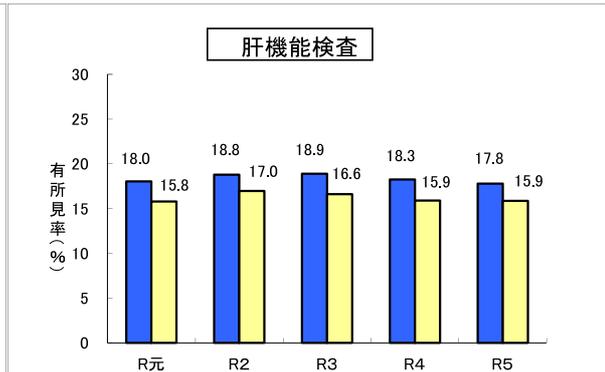
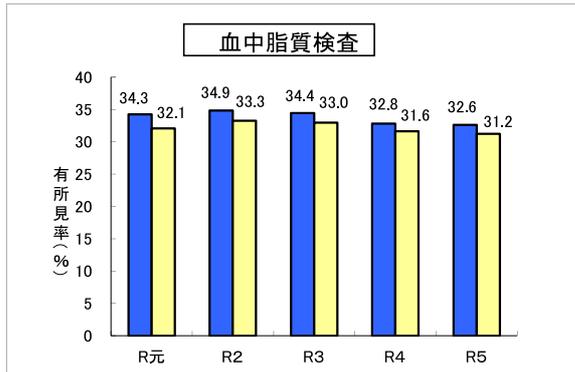
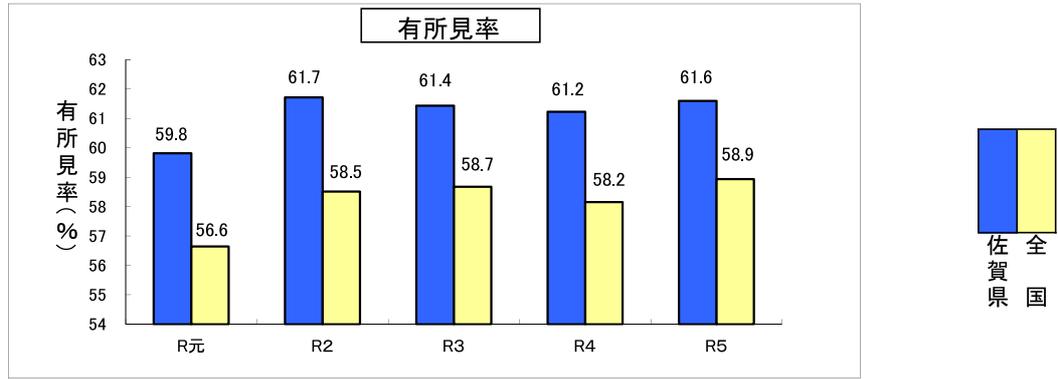
佐賀労働局



資料: 定期健康診断結果報告(佐賀労働局)

定期健診有所見率<佐賀県・全国>

【全産業】



労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のご案内

1 診断項目

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長☆、体重、腹囲☆、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査☆及び喀痰検査☆
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）☆
7	肝機能検査（GOT,GPT,γ-GTP）☆
8	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）☆
9	血糖検査（空腹時、随時血糖の検査又はヘモグロビン A1c 検査）☆
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） ※医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれる
11	心電図検査☆

☆の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは下記2をご覧ください。

2 診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では 40 歳未満の者（35 歳を除く）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
⇒下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**
なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24 労働大臣告示第 88 号「労働安全衛生規則第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20 歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 ①40 歳未満（35 歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が 20 未満である者〔BMI=体重(kg)÷身長(m) ² (二乗)〕 ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMI が 22 未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5 歳毎の節目年齢（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査 （貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査） 心電図検査	35 歳未満の者、及び 36～39 歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ◇ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ◇ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師でない者が一律に行うなどの不適切な運用**が懸念されますので、十分ご注意ください。

定期健康診断（労働安全衛生規則 第44条）

常時使用する労働者の健康診断は、
1年以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

* パート・アルバイト等の短時間労働者についても、常時使用する短時間労働者（1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるとき等）は、健康診断を実施する必要があります。

特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則 第45条）

特定業務に従事する労働者の健康診断は、配置替えの際や
6月以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

特定業務一覧表（労働安全衛生規則 第13条 第1項 第3号 イ～カに掲げる業務）

番号	業務の内容及び解説
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 〔 ・ 「高熱物体を取り扱う業務」とは、溶融鉱物、煮沸液体等100℃以上のものを取り扱う業務 ・ 「著しく暑熱な場所」とは、労働者の作業する場所が乾球温度40℃以上の場合等 〕
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 〔 ・ 「低温物体を取り扱う業務」とは、液体空気、ドライアイスなどが皮膚に触れ又は触れるおそれのある業務 ・ 「著しく寒冷な場所」とは、乾球温度-10℃以下の場所（冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部）等 〕
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 〔 ・ ラジウム放射線、エックス線、紫外線等を用いる医療、検査の業務 ・ 可視光線を用いる映写室内の業務 ・ 金属土石溶融炉内の監視の業務等 〕
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 〔 ・ 植物性、動物性、鉱物性の粉じんが作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数が1,000個以上又は1m ³ 中15mg以上の場所 ・ 遊離けい石50%以上を含有する粉じんについては、その作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数700個以上又は1m ³ 中10mg以上を含む場所 〕
ホ	異常気圧下における業務 〔 ・ 高気圧下（圧気工法による大気圧を超える圧力下の作業室の内部等の作業、潜水器を用いる水中での潜水作業など）における業務 ・ 低気圧下（海拔3,000m以上の高山での作業など）における業務等 〕
ヘ	さく岩機、鋏（びよう）打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 〔 ・ チェーンソー、ブッシュクリーナーを含む 〕
ト	重量物の取扱い等重激な業務 〔 ・ 「重量物を取り扱う業務」とは、30kg以上の重量物を労働時間の30%以上取り扱う業務及び20kg以上の重量物を労働時間の50%以上取り扱う業務 ・ 「重激な業務」とは、上記に準ずる労働負荷が労働者にかかる業務 〕
チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 〔 ・ 「強烈な騒音を発する場所」とは、等価騒音レベルが90デシベル以上の屋内作業場等 〕
リ	坑内における業務
ヌ	深夜業を含む業務 〔 ・ 深夜（22:00～5:00）勤務の者が対象 〕
ル	水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、 か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、 一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる 有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務 〔 ・ 「これらに準ずる有害物」とは、鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害なものを除く）、燐化水素、 砒素化合物、シアン化合物、クロム化合物、臭素、弗化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）アンモニア、 エーテル、酢酸アスミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガス、 エチレンオキシド等、ホルムアルデヒド等 〕
ワ	病原体によって汚染のおそれ著しい業務 〔 伝染病発生地における防疫等の業務等 〕
カ	その他厚生労働大臣が定める業務

常時50人以上の労働者を使用する事業場は、

定期健康診断等の結果報告 (安衛則第52条)

ストレスチェック結果報告 (安衛則第52条の21)

の提出をお忘れなく。



歯科健康診断結果報告の改正について

～労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要になります。～

労働安全衛生法第66条第3項に基づき、有害な業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断を行うことが必要です。先般、法令改正により歯科健康診断を行った事業者は労働者数にかかわらず、遅滞なく「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」を提出することが必要になります(令和4年10月1日健康診断実施分より～)。

特殊健康診断を行った時は結果報告書の提出をお忘れなく。

特殊健康診断の種類	結果報告書の様式
有機溶剤等健康診断(有機則第29条)	有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)
特定化学物質健康診断(特化則第39条)	特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)
鉛健康診断(鉛則第53条)	鉛健康診断結果報告書(様式第3号)
四アルキル鉛健康診断(四鉛則第22条)	四アルキル鉛健康診断結果報告書(様式第3号)
高気圧業務健康診断(高圧則第38条)	高気圧業務健康診断結果報告書(様式第2号)
電離放射線健康診断(電離則第56条)	電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号)
除染等電離放射線健康診断(除染則第20条)	除染等電離放射線健康診断結果報告書(様式第3号)
石綿健康診断(石綿則第40条)	石綿健康診断結果報告書(様式第3号)
指針・通達等により定める業務(VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等)について行う健康診断	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

常時粉じん作業を行う事業場の皆様へ

じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)は、毎年提出

する必要があります。

事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに「じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)」により所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3年ごとにじん肺健康診断(の場合)	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)
じん肺健康管理実施状況報告の提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出

(例)

～ 報告様式ダウンロードのお知らせ ～

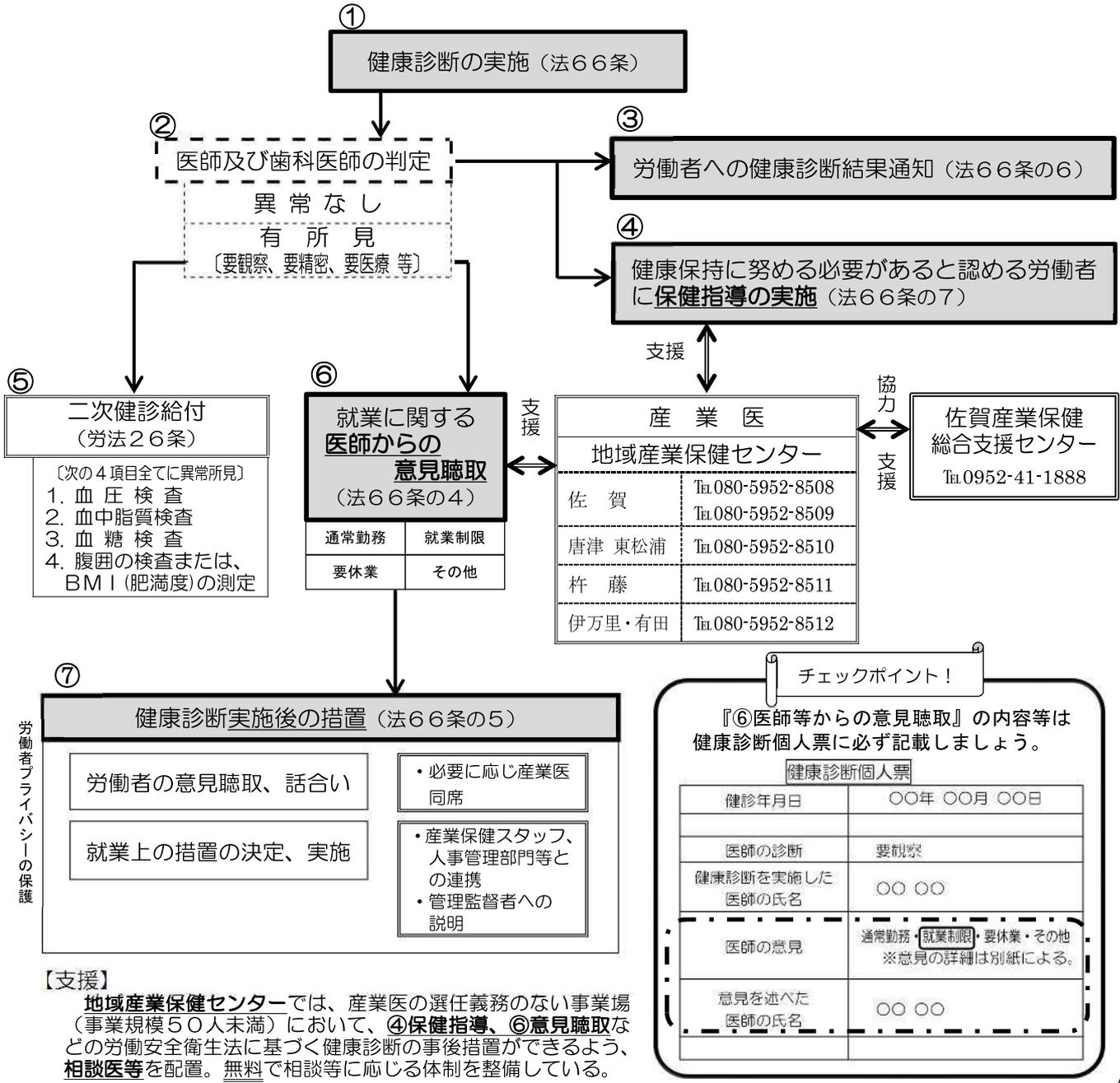
定期健康診断結果報告書(様式第6号)等の報告用の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

安全衛生関係主要様式

検索



働く人の健康管理 《定期健康診断の実施後の措置等》



※1. 枠 は事業者の講ずべき事項 ※2. 『法』は労働安全衛生法 ※3. 『労法』は労働者災害補償保険法

〔 内容の説明 〕

番号	内容
①	事業者は、常時使用する労働者に対し、雇入れ時、一般定期のほか、有害業務ごとなどに医師及び歯科医師による健康診断を実施する。
②	健診診断の結果について、診断区分（異常なし、要観察、要精密、要医療等）に関する医師及び歯科医師の判定を受ける。
③	事業者は、健康診断の結果（判定結果を含む）を、遅滞なく労働者に通知する。
④	事業者は、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。
⑤	健康診断の結果「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査または、BMI（肥満度）の測定」の4項目全てに異常の所見と判定された労働者が、二次健診を受診した場合は、二次健診給付を受けることができる。
⑥	事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に限る）に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置（通常勤務、就業制限、要休業等の就業区分及び作業環境管理・作業管理）について医師等の意見を聴く。
⑦	事業者は、⑥の意見を勘案し必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、労働時間の短縮等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置、整備等の措置を講じる。 なお、就業上の措置を決定する場合には、予め当該労働者の意見を聴き、十分話し合いその労働者の了解が得られるよう努める。また、就業上の措置の実施に当たっては、産業保健スタッフ、労務管理部門と連携するとともに、プライバシーに配慮しつつ、当該労働者の管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について説明を行う。

二次健康診断等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう！

～ 脳・心臓疾患（脳内出血・くも膜下出血・心筋梗塞など）を未然に防ぐために ～

近年、定期健康診断による有所見率は年々増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。このような状況の中で、業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等（以下「脳・心臓疾患」といいます。）を発症し、死亡又は障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。

このような脳・心臓疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題となっています。

一方で、**脳・心臓疾患**については、**発症前の段階における予防が効果的**であるとされています。

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、「脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断」及び「脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導」を**受診者の負担なく受けることができる制度**です。

1 二次健康診断等給付の支給基準

(1) 一次健康診断の結果、次の①～④の項目すべてに異常所見が認められること。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲の検査または、BMI（肥満度）の測定

全て
異常所見

二次健康診断等給付

- ・ 二次健康診断
- ・ 特定保健指導

再チェック!!
～活かそう産業医等の意見～

一次健康診断を行った医師が、①～④の検査項目のいずれかについては異常の所見が認められないと診断した場合で、その後、産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、**産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。**

(2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。

(3) 労災保険の特別加入者でないこと。（労働者であること。）

(4) 二次健康診断等給付の請求（申込み）が一次健康診断受診日から3ヶ月以内であること。

(5) 当該年度内に二次健康診断等給付を受けていないこと。

2 二次健康診断等給付の内容

3万円程度の内容です。

(1) 二次健康診断

（脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査）

- ① 空腹時血中脂質検査
- ② 空腹時血糖値検査
- ③ ヘモグロビンA1c（エーワンシー）検査
- ④ 負荷心電図検査または胸部超音波検査
- ⑤ 頸部超音波検査
- ⑥ 微量アルブミン尿検査

(2) 特定保健指導

（脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師又は保健師の面接により行う保健指導）

- ① 栄養指導（適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導）
- ② 運動指導（必要な運動の指針を示す指導）
- ③ 生活指導（飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導）

3 二次健康診断等の受診・給付請求の方法及び留意事項

(1) 二次健康診断等給付をご希望の方は、事前に二次健康診断等を実施する医療機関へ電話等で受診申込みのうえ、受診の際に必要な事項に記名押印した二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）と一次健康診断結果（写）を医療機関へ提出し受診してください。

二次健康診断等を実施する医療機関（「二次健康診断等給付医療機関」といいます。）の一覧と二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）は佐賀労働局のホームページから取得できます。〔佐賀労働局>各種法令・制度・手続き>労災保険関係>二次健康診断等給付〕及び二次健康診断等給付医療機関名簿（佐賀県内版）



(2) 事業主の措置として、二次健康診断等給付を受けた労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合には、労働安全衛生法に基づき、医師等の意見を聴取し、就業上の措置（深夜業の回数の減少、労働時間の短縮、作業の転換など。）を講じる義務があります。

※ ご不明な点がございましたら**佐賀労働局 労働基準部 労災補償課**（Tel0952-32-7193）までお尋ねください。

治療と仕事の両立支援

がん等の病気になっても仕事をやめず、
治療を受けながら働き続けられるようになってきました。

事業者の皆さまへ

働く人の高齢化等により、治療を受けながら働いてもらう場面に直面していませんか。

治療を受けながら働く労働者のために、柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度等の準備は大丈夫ですか。

安心して相談できる窓口はご存じですか。

事業者にとっても重要です

- 労働者の「健康確保」の増進
- 継続的な人材の確保ノウハウの活用とその伝承
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化
など

労働者の皆さまへ

病気でも働き続けたい方、一人で悩んでいませんか。

治療に専念できる職場ですか。

働き続けたいのに、病気の治療を理由に「退職してくれ」「治ったらきてくれ」と言われていませんか。

安心して相談できる窓口はご存じですか。

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入が得られる
- 働きがい、生きがい得られる
など

治療と仕事の両立を実現しやすい職場の環境整備

- 事業者による「治療と仕事の両立支援」基本方針の表明と労働者への周知
- がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- 治療への配慮が円滑にすすむような職場風土の醸成
- 安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入
など

相談窓口

佐賀労働局 健康安全課

TEL 0952-32-7176

- ・ 企業の人事・労務担当の方からの相談をお受けします。
- ・ 下記の相談窓口もございますが、相談窓口がよくわからないときはこちらに相談ください。

佐賀産業保健総合支援センター

TEL 0952-41-1888

- ・ 専門スタッフが職場や医療機関を訪問し、両立支援のためのお手伝いをします。
- 人事労務担当者などからの相談対応
- 意識啓発のための管理監督者等向け両立支援教育
- 職場内体制、勤務・休暇制度、規定等の環境整備のための助言
- 医療機関等と連携した職場と患者(労働者)との調整支援
- 治療と仕事の両立支援制度を導入し、適用した事業主への助成金の支給にかかる相談対応

佐賀労働局 雇用環境・均等室

TEL 0952-32-7218

- ・ 使用者、労働者からの雇用に関する相談をお受けします。
- がん等の病気になった労働者の柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度を導入したい[使用者]
- がん等の長期療養が必要な病気と診断されたら会社に申し出たら、退職届を書いて提出するよう人事担当者から言われた[労働者]
- 治療により就労(出勤)可能となったのに、復職を認められない[労働者]

佐賀県若年性認知症支援センター

TEL 0952-37-8545

- ・ 支援コーディネーターが若年性認知症に関する相談をお受けします。

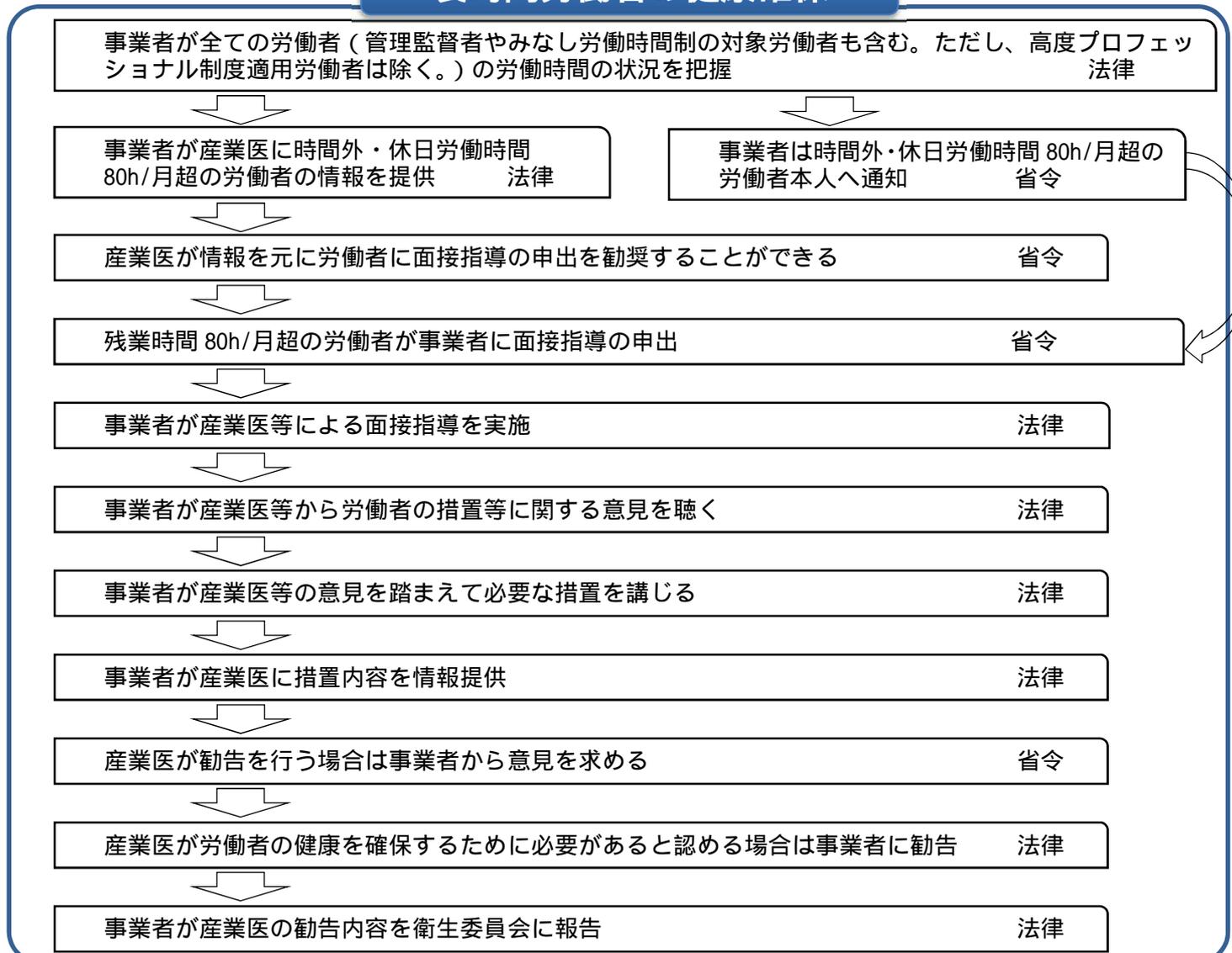
佐賀県地域両立支援
推進チームが
周知・啓発活動を
行っています

- ・ 佐賀県健康福祉政策課
- ・ 佐賀県長寿社会課
- ・ 佐賀県医師会
- ・ 佐賀県薬剤師会
- ・ 佐賀県経営者協会
- ・ 佐賀県社会保険労務士会
- ・ 日本産業カウンセラー協会
- ・ 佐賀労働局職業安定課
- ・ 佐賀労働局健康安全課[事務局] TEL0952-32-7176
- ・ 佐賀大学医学部付属病院肝疾患センター
- ・ 佐賀県若年性認知症支援センター
- ・ 佐賀県難病相談支援センター
- ・ 佐賀県医療ソーシャルワーカー協会
- ・ 日本労働組合総連合会佐賀県連合会
- ・ 日本キャリア開発協会
- ・ 佐賀産業保健総合支援センター
- ・ 佐賀労働局雇用環境・均等室

産業医・産業保健機能（全体像）



長時間労働者の健康確保

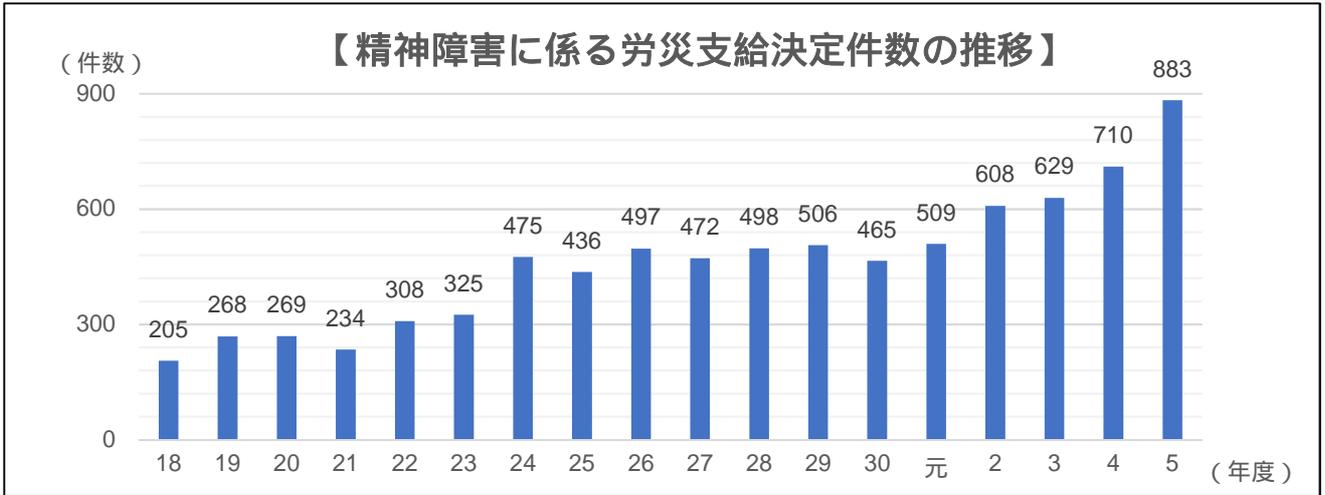


ご不明な点は、佐賀労働局労働基準部健康安全課又は労働基準監督署安全衛生担当部署までお問い合わせください。

精神障害及び脳・心臓疾患事案に係る労災補償状況(全国)

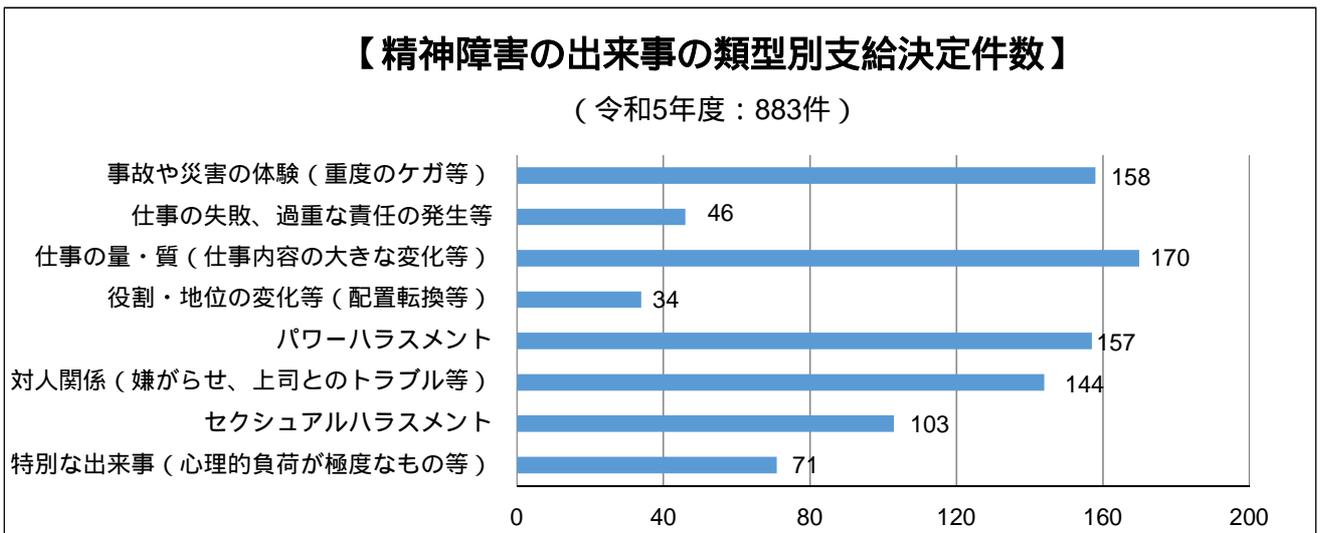
1 精神障害に係る労災支給決定件数の推移

メンタルヘルス対策と関係のある精神障害に係る労災補償状況は次のとおりです。



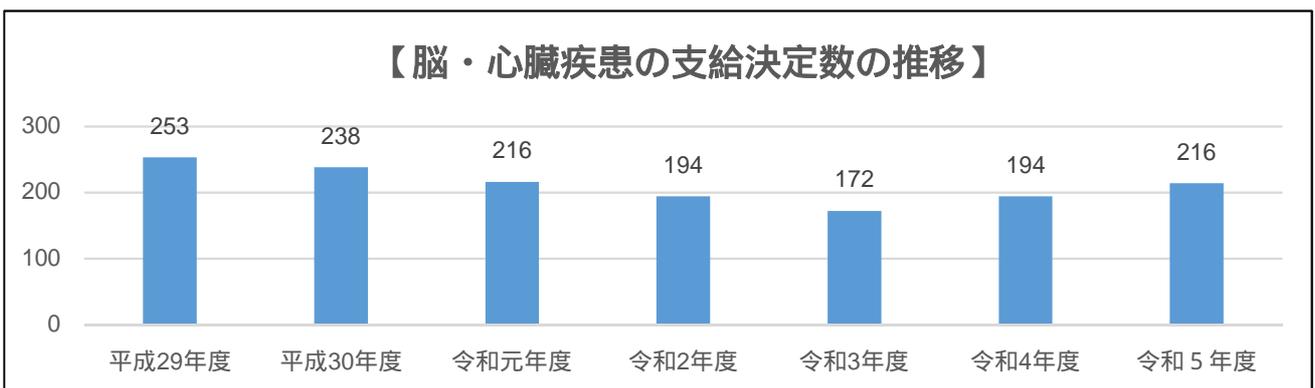
令和5年度の「精神障害に係る労災支給決定件数」は883件であり、前年度比173件増であった。

2 精神障害の出来事の類型別支給決定件数（令和5年度）



令和5年度の労災支給決定件数の「出来事の類型別」について、多いのは、○仕事の質・量(仕事内容の大きな変化等)170件、○事故や災害の体験(重度のケガ等)158件、○パワーハラスメント157件であった。

3 脳・心臓疾患の支給決定件数の推移





働く人の心の健康づくり

メンタルヘルスに関する相談機関のネットワーク

「メンタルネット」 のご案内

を進めましょう

職場におけるメンタルヘルス対策の進め方については、

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

(改正 平成27年11月30日 公示第6号)

で示されており、概要は次のとおりです。

事業主自らメンタルヘルスカを積極的に推進することを表明

心の健康づくり計画の策定

衛生委員会における調査審議

労働者自らの
セルフケア

管理監督者等の
ラインケア

産業医等、衛生管理
者等、保健師等
産業保健の
スタッフケア

(事業場内でのケア)

事業場以外の
機関、専門家の
事業場外資源
によるケア

「メンタルネット」
をご利用下さい。

独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

対面、電話、FAX、メールによりメンタルヘルス不調の予防から職場復帰までのメンタルヘルス対策全般について相談、問い合わせに応じます。

また、事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施を専門家がアドバイスします。

たとえば、事業場にはこんな内容について助言いたします。

心の健康づくり計画はどのようにつくればよいのか

職場復帰支援プログラムはどのように作るのか

社内のメンタルヘルス相談体制はどのようにするのか

社内スタッフや従業員への教育・研修はどのようにするのか

ストレスチェック制度の導入はどのようにするのか

相談は全て
無料

所在地 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

電話 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887

メール sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

* 詳しくは、佐賀産業保健総合支援センター

検索

<http://www.sagas.johas.go.jp/>

メンタルヘルスの相談はメンタルネットへ！

「労働者のメンタルヘルス(心の健康)に関する相談・支援機関一覧」

相談等は原則無料です。

詳しくは各機関にお気軽にお問い合わせください。

佐賀産業保健総合支援センター

メンタルヘルスに関する個別相談機関

管理監督者、産業医などへの支援機関

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

0952-41-1888

地域産業保健センター

メンタルヘルスに関する個別相談機関
(50人未満の小規模事業場に対応)

佐賀 地域産業保健センター 080-5952-8508
080-5952-8509

唐津東松浦 地域産業保健センター 080-5952-8510

杵藤 地域産業保健センター 080-5952-8511

伊万里・有田 地域産業保健センター 080-5952-8512

各地域保健福祉事務所

メンタルヘルスに関する個別相談機関

佐賀中部保健福祉事務所 (0952)30-1691

鳥栖保健福祉事務所 (0942)83-3579

唐津保健福祉事務所 (0955)73-4187

伊万里保健福祉事務所 (0955)23-2101

杵藤保健福祉事務所 (0954)22-2105

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

メンタルヘルス対策の体制づくりの協力
管理監督者などへの教育の協力

(092)437-1664

(九州安全衛生サービスセンター)

(0952)37-8277(佐賀県労働基準協会内)

佐賀労働局

職場でのパワハラ・いじめ、トラブル、
セクシュアルハラスメント等の相談

雇用環境・均等室 (0952)32-7218

労働安全衛生法、メンタル指針に関する相談

労働基準部健康安全課 (0952)32-7176

社会福祉法人佐賀いのちの電話

メンタルヘルスに関する個別電話相談機関

自殺予防相談電話 (0952)34-4343

(24時間)

佐賀県自殺予防夜間相談電話 0120-400-337

(毎日23時~5時)

全国自殺予防いのちの電話 0120-783-556

(毎月10日8時~11日8時)

佐賀県医師会

産業医のメンタルヘルス研修の実施

(0952)37-1414

一般社団法人佐賀県精神科病院協会

管理監督者などへの教育の協力

(0952)34-4599

佐賀県精神保健福祉センター

メンタルヘルスに関する個別相談機関
管理監督者などへの教育の協力

代表 (0952)73-5060

佐賀こころの電話 (0952)73-5556

佐賀県精神科救急情報センター

緊急医療の要否判断(トリアージ)

医療機関の紹介・連絡取次

(0952)20-0212 (24時間365日対応)

佐賀障害者職業センター

リワーク(職場復帰)支援プログラムの実施
管理監督者などへの教育の協力

(0952)24-8030

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

検索

(厚生労働省委託事業)

こころの耳 電話相談(無料) 0120-565-455 (月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00)

【祝日、年末年始は除く】

こころの耳 メール相談 メールアドレス: <https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

化学物質による労働災害

○ 化学物質の性状に関連の強い労働災害の発生状況（全国）

【年】	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	合計
【事故の型】											
有害物との接触	365	393	369	409	397	404	430	408	442	463	4,080
爆発	60	34	32	39	39	35	34	34	34	49	390
火災	50	41	56	30	41	95	34	30	36	30	443
合計	475	468	457	478	477	534	498	472	512	542	4,913

○ 災害事例（化学物質による中毒・疾病・皮膚障害等）

No.	業種	（薬剤・作業の特徴等）	作業名	傷病部位	傷病名
災害発生状況					
1	食料品製造業	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	足	薬傷
	脚立に上り天井や壁の油落とし作業をしている時に、油落とし洗剤が脚立にこぼれていたのに気が付かず、脚立に接している右足の制服の上から洗剤が染み込み、皮膚に直接触れてしまい、肌がただれおちる状態になった。				
2	食料品製造業	（消毒・除菌・殺菌・漂白）	消毒液調製	目	角膜上皮びらん
	午前中に使用した器具を消毒するための消毒液を作る作業で、70リットルの水が入ったタンクに次亜塩素酸ソーダを計量カップで100cc入れたところ、液がはねて目に入った。保護眼鏡を着用していなかった。				
3	化学工業	（原料）	製造	手	化学熱傷
	ハイライト製剤用の原料投入吸引用ノズルをファイバードラム内に挿入し、ハイライト粉を仕込む作業を実施。作業終了後に手の甲、手首の炎症があることに他社員が気付いた。作業では保護具として手袋をしていたが、ハイライト粉末が手袋隙間から滲入し、汗により付着したことで薬傷となったと考えられる。				
4	金属製品製造業	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	頭部・頸部・腹部	化学熱傷
	アルミのエッチング薬品液を更新作業において、水が入ったエッチング槽に粉末状の苛性ソーダを投入したところ、水を約60℃に加熱していたため突沸が起これ、飛散した薬品液が顔面、首、脇腹にかかり化学熱傷を負った。				
5	土木工事業	（アルカリ性物質）	コンクリート打設作業	足（膝から下）	難治性潰瘍
	コンクリート打設作業において、水叩きコンクリートの枠内に流し込んだ生コンクリートの中に膝ぐらまで入って生コンホッパーの作業をしたところ、長靴内にコンクリートが入り込み、炎症を起こした。				
6	土木工事業	（剥離剤）	塗膜剥離作業	呼吸器系統	急性中毒
	橋梁の塗り替え塗装工事において、旧塗膜を剥離剤（水系塗膜剥離剤）で除去した後の剥離カスの集積・搬出作業を橋梁下足場内で行っていたところ、具合が悪くなった。（急性中毒）				
7	その他の建設業	（工程で使用する酸類）	解体作業	顔面、左右前腕	化学性皮膚炎
	工場構内の窒素配管の解体作業において、配管を外したところ、中に溜まっていた残液が噴き出して作業者にかかった。残液があることを事前に知らされていないかった。				
8	道路貨物運送業	（工程で使用する酸類）	液体納入	右前腕	薬傷
	納入先で、タンクへ塩酸の納入作業終了後、納入口から液漏れがあったのでバルブの閉め忘れと勘違いして操作したところ、閉まっていたバルブを誤って開けてしまい、タンクへの配管内の残液が漏洩・飛散し、上腕にかかった。				
9	小売業	（洗剤・洗浄剤）	移し替え・小分け・交換・補充	腕・足	火傷
	床洗浄のための薬剤の補充を一人で行おうと、薬剤容器のコックを捻った際に、コックの根元（蓋）が外れ、薬剤が外に流れ出した。薬剤の流出を止めようとした際に、両腕と両足に飛散し、火傷を負った。				
10	飲食店	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	眼	角膜剥離
	厨房のダクト清掃作業において、ダクト天井に業務用洗剤を噴霧していたところ、天井から洗剤の滴が直接左目に入った。				
11	飲食店	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	ひざ	化学熱傷、二次感染潰瘍
	キッチン内皿洗い場にて洗浄剤を用いた床の清掃作業において、ひざをついて作業をしたため、長ズボンで2枚重ねではいていたが浸透して皮膚まで洗浄剤がしみてしまい負傷した。				
12	清掃・と畜業	（廃液・廃棄物）	廃棄物処理	足	化学熱傷
	事業系一般廃棄物を収集作業中、ゴミ置き場からゴミの入った袋を通常通り持ち上げたところ、袋から漏れた液体（アミン系化合物をノルマルヘプタンで洗浄した廃液）が、左足にかかり、激しい痛みを感じた。確認すると、熱傷の症状があった。				

※出典：令和6年6月27日 厚生労働省 労働基準局 公表「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果概要」より抜粋

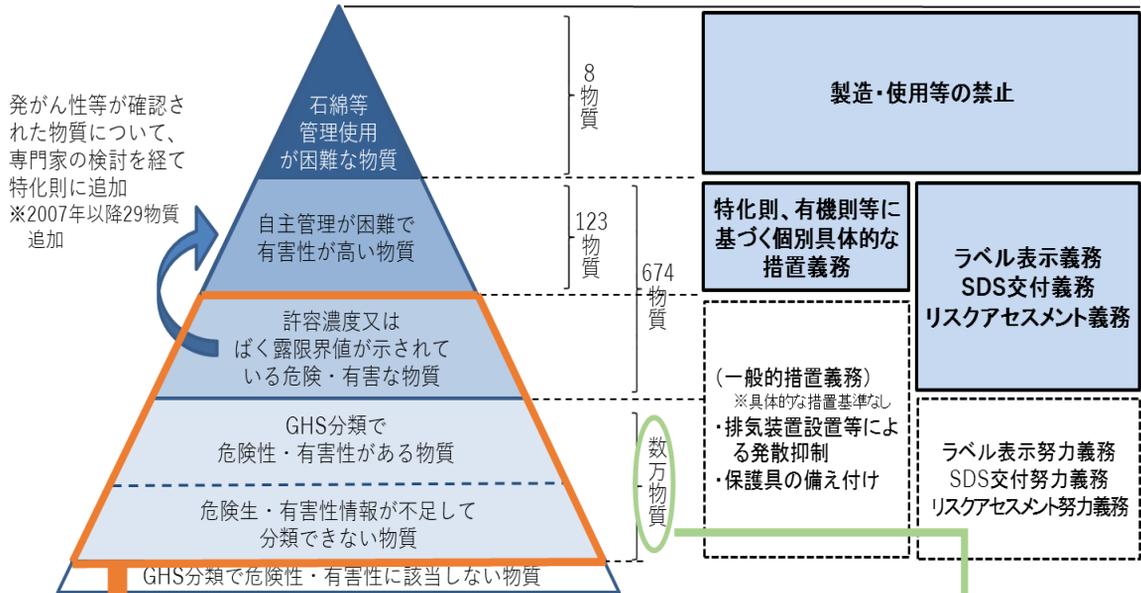
労働安全衛生法の新たな化学物質規制

令和6年4月1日に完全施行

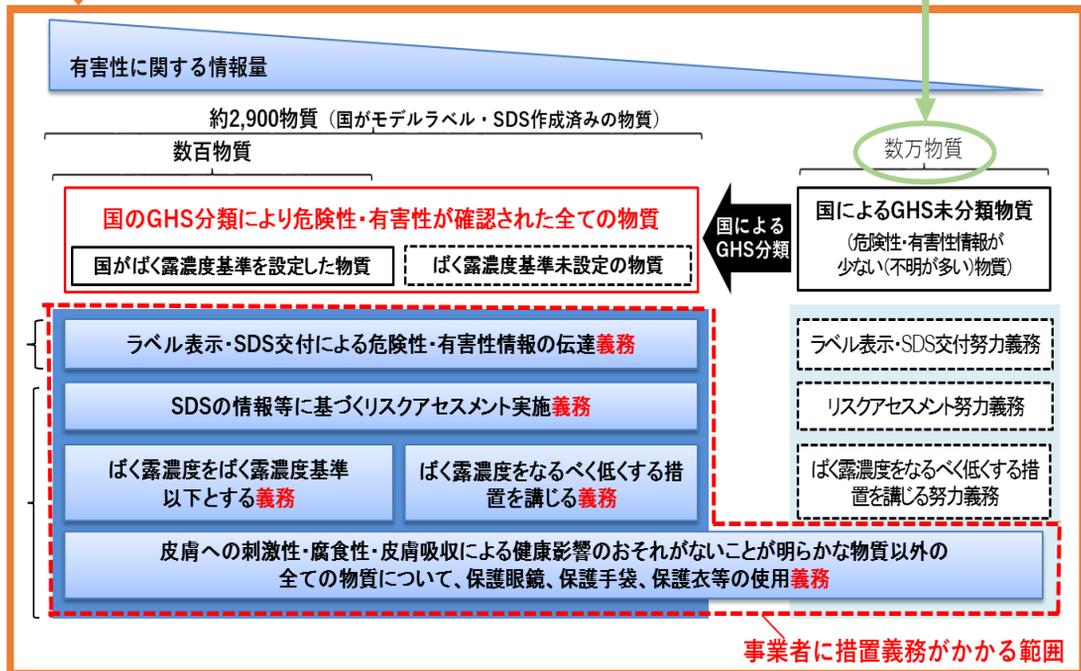
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

＜これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）＞



＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞



新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●		
第三管理区分事業場の措置強化				●

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 : テクノヒル株式会社化学物質管理部門
開設期間、受付時間、問い合わせ先等はこちら→



労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から**業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。**



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

*記載の業種において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



SDS（安全データシート）とは

化学製品中に含まれるリスクアセスメント対象物質の名称、危険性、有害性、人体に及ぼす作用、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法等を、化学製品の譲渡・販売の際に、提供する相手方に伝えるための文書です。



- ・「人体に及ぼす作用」について定期的（5年以内ごとに1回）に更新がないか確認が必要です。
- ・リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合、内容物の名称・人体に及ぼす作用を明示する必要があります。（ラベル・文書交付等）

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）はリスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法）を組み合わせることが効果的です。



リスクアセスメントツール
（職場のあんぜんサイト）

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。

また、措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、聴いた意見について記録を作成し、3年間保存することが義務付けられます。

化学物質対策に利用できる 「職場のあんぜんサイト」

「ケミサポ（職場の化学物質管理総合サイト）」のご案内

「職場の安全サイト」や「ケミサポ」では化学物質対策について各種情報を発信しています。

「取り扱い化学物質の把握方法」や「化学物質のリスクアセスメント支援ツール」「管理体制、労働者への教育」「GHS分類・ラベル表示・SDS」「用語集、Q & A、災害事例」「最新情報」等の各種情報を無料で利用することができますので是非ご活用ください。

職場のあんぜんサイト 検索 [【http://anzeninfo.mhlw.go.jp/】](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/)



ケミサポ

検索 [【https://cheminfo.johas.go.jp/】](https://cheminfo.johas.go.jp/)



特定化学物質や有機溶剤、粉じん等の 有害性等に関する掲示が変わりました!

人体への有害性が確認されている特定化学物質や有機溶剤、粉じん等は、これらを実際に取り扱う作業員だけでなく、同じ作業場所で作業する人にも、深刻な健康障害を生じさせるおそれがあります。そのため、事業者は、一人親方等を含む有害物の製造・取扱場所で作業する全ての人に向けて、有害性や使用すべき保護具を掲示し、注意喚起をしなければなりません。



掲 示 す べ き 事 項

(リーフレットはこちら→)

特定化学物質 (特化則第 38 条の 3)	有機溶剤 (有機則第 24 条)	粉じん (粉じん則第 23 条の 2)
<ul style="list-style-type: none"> ●特定化学物質の名称 ●特別管理物質を製造又は取り扱う作業場において、使用すべき保護具^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤による中毒が発生した時の応急処置^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> ●粉じん作業を行う作業場所である旨 
<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当該物質等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状^{※1} ●取扱い上の注意事項^{※1} ●保護具の使用義務がある特定の作業場（各条文に記載）において、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具 		

掲 示 方 法

作業場において、作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法で掲示（掲示板、デジタルサイネージ等）。（有機溶剤の掲示に係る「有機第 24 条第 1 項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」告示は、令和 5 年 3 月 30 日に廃止）

※1 記載内容等の詳細は、通達（令和 5 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 32 号「労働安全衛生規則第 592 条の 8 等で定める有害性等の掲示内容について」）を参照ください。

疾病の種類及びその症状の記載例は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページを参照ください。



マスクのフィットテストについて

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、面体を有する呼吸用保護具を使用させる際には、呼吸用保護具を適切に装着していること確認するためのフィットテストを1年以内毎に1回、実施する義務があります。(令和5年4月1日施行)

なお、使い捨て防じんマスクは、ろ過材と面体が一体となったものであり、面体を有する呼吸用保護具に該当します。

定量的フィットテスト



定性的フィットテスト



フィットテストの方法

JIS T8150(呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法)に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定物質の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定物質の濃度}}$$

「フィットファクタ」が、「以下の「要求フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	社に委託して実施(以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

佐賀労働局第10次粉じん障害防止総合対策の実施をお願いします

佐賀労働局第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項 (詳細は中面)

1. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策
4. 屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
5. じん肺健康診断の着実な実施
6. 離職後の健康管理の推進

総合対策本文はこちら



粉じん障害によるじん肺とは



正常な肺 じん肺に罹患した肺

主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまふ病気で、根本的な治療がありません。

いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように予防することが重要です。

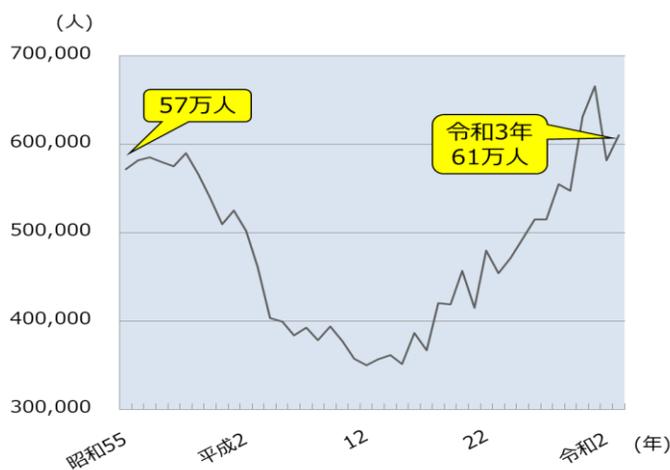
事業者の皆さまにお願いしたい重点措置について

佐賀労働局では、粉じん障害を防止するため、昭和56年以降、9次にわたり総合対策に取り組んできました。

その結果、佐賀労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は大幅に減少していますが、粉じん作業従事労働者数は全国的に増加傾向のため、粉じんばく露防止対策を継続して推進する必要があります。

佐賀労働局では「第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画」(令和5年度から令和9年度)を策定しました。

事業者のみなさまに置かれては「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に基づき、引き続き対策の徹底をお願いします。



全国の粉じん作業従事労働者の年次推移

(昭和55年～令和3年)

1. 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育をお願いします。また、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理
また、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用
- 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。



2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備を備え付けましょう。

ガイドラインの主な内容

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施およびその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

厚生労働省

佐賀労働局



3. 陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
特に、粉じん則改正により令和6年4月1日から施行される、作業環境測定結果が第3管理区分に区分された場合の義務について、必要な措置を講じること。
- 特別教育の徹底等
- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- たい積粉じん対策の推進
清掃を行う責任者を選任し、たい積粉じん除去のための清掃を確実に行わせること。

4. 屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- 健康管理対策の推進
 - ・ じん肺健康診断の結果に応じた作業転換等措置の徹底
 - ・ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

【アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策】

- 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及、全体換気装置による作業環境の改善
- じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

【金属等の研磨等作業に係る粉じん障害防止対策】

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境改善
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- 特別教育の徹底
- たい積粉じん対策の推進

【屋外における岩石・鉱物の研磨作業、ばり取り作業、鉱物等の破碎作業に係る対策】

- 呼吸用保護具の使用徹底に係る周知啓発



5. じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。

定期じん肺健康診断の頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理2	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理3	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

6. 離職後の健康管理の推進

事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度を周知してください。

じん肺管理区分2または3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く、長期的な健康管理が重要です。

じん肺に関する措置について

じん肺所見がある方に対しては、「じん肺管理区分」に応じた適切な就業上の措置を実施しましょう。

じん肺所見	じん肺管理区分	就業上の措置
なし	管理1	就業上の特別の措置なし
	管理2	粉じんばく露の低減措置の努力義務
あり	管理3イ	作業転換の努力義務
	管理3ロ	作業転換の義務
	管理4	療養
	管理2または3で 合併症罹患	療養

厚生労働省ウェブサイト

- ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>

- 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>



※ 詳しくは、佐賀労働局健康安全課（0952-32-7176）または県内各労働基準監督署へお問い合わせください。

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月		4月		4月	10月
事前調査方法の明確化			周知	令和3年4月施行				
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用			周知	令和3年4月施行				
事前調査及び分析調査を行う者の要件新設			周知、電子届出システムの開発					令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等			周知	令和3年4月施行				
計画届の対象の拡大			周知	令和3年4月施行				
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設			周知、電子届出システムの開発		令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化			周知	令和3年4月施行				
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設			周知	令和2年10月施行				
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設			周知	令和3年4月施行				
石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等の原則禁止)			周知	令和2年10月施行				
労働者ごとの作業の記録項目の追加			周知	令和3年4月施行				
作業実施状況の写真等による記録の義務化			周知	令和3年4月施行				
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮			周知	令和3年4月施行				

改正石綿則・安衛則の公布

改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限り。以下、本資料において同様。

■ 工事開始前まで ■	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
規制内容				
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●	※5	●
事前調査結果等の報告(工事開始前まで)		●※1	●※2	●※3
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)		●	●	●
計画の届出(工事開始の14日前まで)		●※4	●※4	●※4

- ※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
- ※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
- ※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る
- ※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出(工事開始前まで)が適用。
- ※5 工作物の事前調査は令和8年1月から必要

■ 工事開始後 (石綿含有建材を扱う作業に限る) ■	作業の種類	スレート板等の成形品の除去			
		吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破碎等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
主な規制内容					
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●
作業場所の隔離		●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●			
作業時に建材を湿潤な状態にする		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●	●	●	●

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）
- 工作物の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和8年1月～）

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

石綿総合情報
ポータルサイト



事前調査結果報告システム
の操作方法について



GビズIDについて



騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更**しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は
こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任<input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※<input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※<input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施<input type="checkbox"/> 定期健康診断（騒音）の実施※<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育<input type="checkbox"/> 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら



“行動災害”を防止しましょう

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

転倒による労働災害は最も多く（**全体の約25%**）発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では 55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より
 転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。

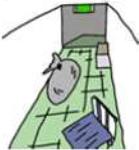
転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p>  <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p>つまずき</p>  <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p>  <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	---	---

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

腰痛予防対策

腰痛は、休業4日以上職業性疾病の6割を占める労働災害です。

厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきました。

腰痛予防のための取り組み（作業方法の改善や腰痛予防体操の導入、腰痛予防のための教育・指導等）が重要です。

動作の反動・無理な動作災害の防止

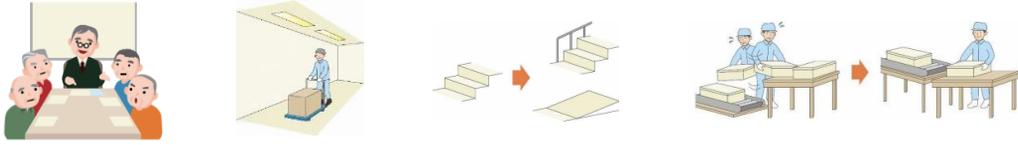


- 重い物を前屈みの姿勢で持つ作業や持ちながら体をひねる作業、しばらく座りっぱなしだった後に急に立ち上がる際は腰痛リスクが高い。
- 腰痛リスクが高い作業を始める前や作業後に腰痛予防「これだけ体操」をする。
- 腰痛リスクが高い作業はパワーポジションを保って行う。

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



労働安全衛生関係の一部の手續の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

作業環境測定機関一覧表

(佐賀労働局長登録)

(令和6年7月19日現在)

登録 番号	名 称	所 在 地 (電話番号)	登 録 号 別
41-2	一般財団法人 佐賀県産業医学協会	〒840-0857 佐賀市鍋島町八戸 1994-1 TEL 0952-22-6729	① * ③ ④ ⑤ (フィットテスト可) (個人ばく露測定可)
41-3	一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会	〒840-0033 佐賀市光1丁目1-1 TEL 0952-22-1651	① * ③ ④ ⑤
41-4	藤井環境調査測定センター	〒849-1311 鹿島市高津原 4373-1 TEL 0954-68-0301	① * ③ ④ ⑤ (フィットテスト可) (個人ばく露測定可)
41-5	株式会社アトックス 玄海事業所	〒847-1441 東松浦郡玄海町大字浅湖 4112-1 TEL 0955-52-3241	* ② * * *

凡例 登録号別 (作業環境測定法施行規則 別表) : 測定を行うことのできる作業場

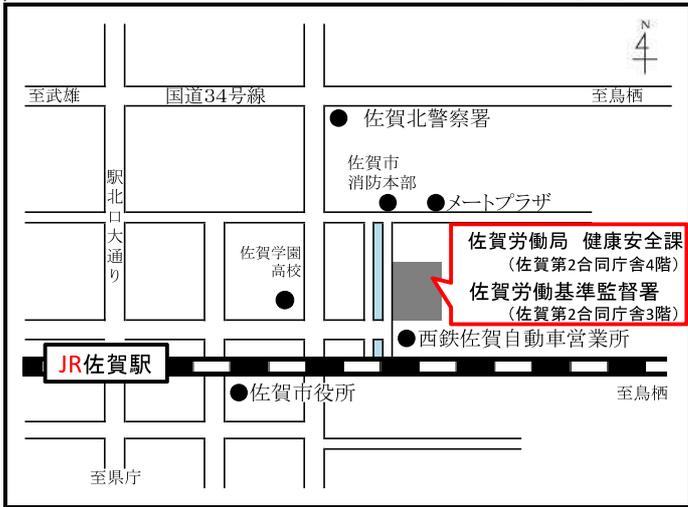
- ① 特定粉じん作業を行う屋内作業場及び石綿(製剤を含む。但し、アモサイト及びクロシドライトを除く。)を製造し、又は取り扱う屋内作業場
- ② 放射性物質取扱作業室
- ③ 特定化学物質(製剤を含む。但し、①及び④に掲げるものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- ④ 鉛作業を行う屋内作業場及び特定化学物質等のうち、ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、三酸化砒素、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)若しくはマンガン及びその化合物(それぞれ製剤を含む。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場
- ⑤ 有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

佐賀労働局・各労働基準監督署の 案内図及び所在地・連絡先

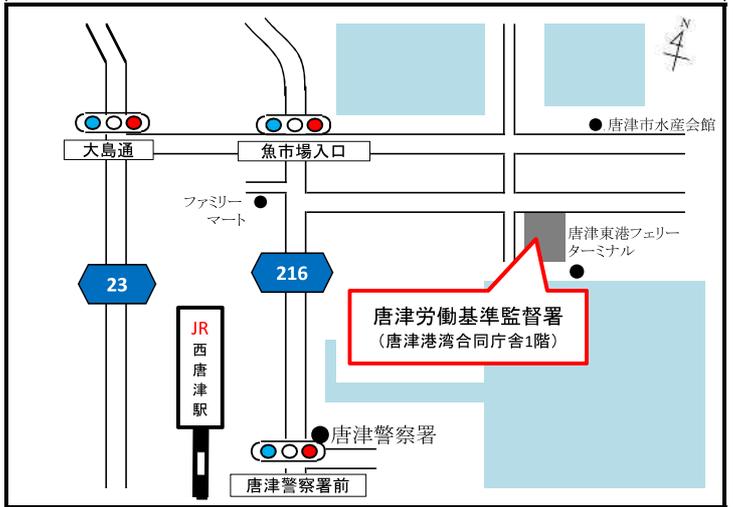


佐賀労働局 tel:0952-32-7155
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 健康安全課(ダイヤルイン)
(佐賀第二合同庁舎4階) tel:0952-32-7176

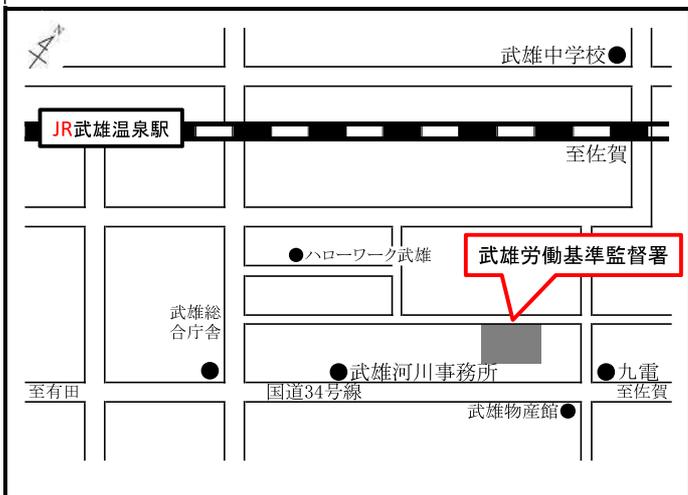
方面(労働条件、解雇、賃金) tel:0952-32-7133
安全衛生課(安全・健康確保) tel:0952-38-5411
佐賀労働基準監督署 労災課(労災補償) tel:0952-32-7141
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 (佐賀第二合同庁舎3階) 総合労働相談コーナー tel:0952-32-7189



唐津労働基準監督署 tel:0955-73-2179
〒847-0861 唐津市二太子3丁目214-6 (唐津港湾合同庁舎1階)



武雄労働基準監督署 tel:0954-22-2165
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758



伊万里労働基準監督署 tel:0955-23-4155
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64

